

第6章 道路整備評価基準

1. 整備路線の評価

まちづくりを進めていく上で、道路整備が必要な幹線道路は数多くありますが、道路整備に充てられる財源は限られており、全ての路線を早期に事業化することは極めて困難です。

また、生活道路については、幅員が狭く、自動車の対面通行が困難であり、路面排水も不十分な道路がいまだ多く存在し、地元住民から多くの整備要望が出されています。市では、要望のあった路線について、緊急性、公共性、投資効果等を勘案し、順次整備を進めていますが、厳しい財政状況の中、整備が追いつかないのが現状であり、事業化まで長い期間を要する場合があります。

今後についても、第5章で示した財政フレーム(推計)のとおり、道路の新設改良費は減少するものと見込まれることから、今まで以上に厳しい状況が続くものと予測されます。

限られた財源の中、より事業効果の高い道路整備を進めていくためには、整備すべき路線の緊急性や必要性を十分に考慮し、より優先度の高い路線から効率的に整備を進めていく必要があります。

また、多くの要望が出されているなか、事業採択にあたっては、公平性、透明性を確保する必要があります。

そこで、幹線道路については、第3章で掲げた道路整備の基本方針を踏まえ、本市の将来都市像の実現に寄与する路線かどうかという観点から39頁の評価基準により評価し、優先順位をつけるものとします。

また、生活道路については、道路の現況、交通の状況、周辺の状況等を勘案し、緊急性、必要性が高い路線かどうかという観点から40頁の評価基準により評価し、優先順位をつけるものとします。

2. 道路整備評価基準

(1) 幹線道路

幹線道路の評価基準について、次のとおり設定します。

《評価項目及び評点》

項目	評価内容	評点
秩序ある都市を築く道づくり	1 市内の拠点または近隣市町へアクセスする道路(※1)	8
	2 公共公益施設へアクセスする道路	5
	3 鉄道駅へアクセスする道路または周辺道路	5
	4 国・県道へアクセスする道路	5
	5 土地利用を促進する道路(※2)	5
安全で快適な暮らしを支える道づくり	6 危険箇所を解消する道路(※3)	8
	7 狭隘道路の解消を図る道路(※4)	8
	8 交通渋滞を解消するまたは緩和する道路	8
	9 歩車道を分離し、歩行者等の安全を確保する道路	8
	10 避難路の安全を確保する道路(※5)	5
地域の魅力を高める道づくり	11 地域の顔となる道路(※6)	5
	12 観光客を誘導する道路	5
	13 特色ある景観を創出する道路(※7)	5
	14 地域のコミュニティを促進する道路(※8)	5
その他	15 上位計画に位置付けられた道路	3
	16 他の公共事業等との関連道路	3
	17 市民等から整備要望のある道路	3
	18 通学路に指定されている道路	3
	19 バス路線に指定されている道路	3
合計		100

※1 拠点とは「栃木市総合計画」で定める拠点またはエリア。拠点内の道路を含む。

※2 宅地開発や店舗の立地など沿道の土地利用促進が見込まれるもの。

※3 急カーブや交差点の改良等交通事故防止のほか、崩落危険箇所の改善等を含む。

※4 狭隘道路とは幅員4m未満の道路をいう。またボトルネックの解消を含むものとする。

※5 指定避難場所周辺の道路

※6 シンボルロードなど地域の顔として活性化に寄与する道路。

※7 石畳の歩道やカラー舗装など、周辺景観に配慮し、特色ある景観の創出に寄与する道路。

※8 地域の祭りやイベント会場としての利用を考慮した空間を有する道路など。

(2) 生活道路

生活道路の評価基準について、次のとおり設定します。

なお、優先順位については、この評価基準を基本に地域間のバランスを考慮し、決定します。

《評価項目及び評点》

項目	評価内容	評点
道路の現況	1 幅員が狭隘であり、車両のすれ違いが困難である(※1)	7
	2 未舗装または路面が著しく損傷している(※2)	7
	3 排水施設が不十分であり、雨天時の通行に支障がある	7
	4 急カーブや見通しが悪い箇所等があり、通行に危険がある	7
交通の状況	5 通過交通があり、車両の通行が多い(※3)	7
	6 歩行者、自転車の利用が多い(※4)	7
	7 地域の主要な生活道路として利用されている	7
周辺の状況	8 市内の拠点へアクセスする道路または拠点内の道路(※5)	3
	9 公共公益施設へアクセスする道路または周辺道路	3
	10 鉄道駅へアクセスする道路または周辺道路	3
	11 指定避難場所周辺の道路	3
その他	12 幅員 5m以上の道路に接続している	3
	13 地権者の同意を得ている	7
	14 用地を寄付により提供いただける	3
	15 整備後に他の道路の機能を代替する	3
	16 他の公共事業等との関連道路	3
経過年数による加算	17 道路整備の要望が出されたものの事業化に至っていない路線について、要望のあった年度から1年度を経過するごとに2点を加算し、最大で20点まで加算する	2~20
合計		100

(注) 評点が「7」の項目については、その評点の範囲内で整数により採点するものとする。

※1 狭隘とは4m未満の道路とする。

※2 防塵処理は未舗装として取り扱う。

※3 通行量の基準はないが、通過交通があることを条件とする。

※4 通学路に指定されている、近くに店舗があるなど要因が明らかなこと。

※5 「栃木市総合計画」で定める拠点またはエリアとする。